



九州大学法科大学院
『六本松法学継続教育オフィス』セミナー

コロナ禍のなかの企業法務「契約実務」

新型コロナウイルス感染拡大が原因で契約の履行ができなくなったとき、債務不履行責任は問われるのでしょうか？ 会社が在宅勤務体制になって契約の押印作業が難しくなっていますが、最近注目されている電子契約とは？

企業における契約実務は、昨年4月の改正民法(債権法)施行と、コロナ感染拡大によって大きな影響を受け、様々な対応を迫られています。

九州大学法科大学院「六本松法学継続教育オフィス」提供の第六弾企画として、この度、下記の通り企業法務従事者向けのセミナーを開催します。社員の研修のひとつとして、また、管理職の方の学び直しとして、是非ご参加ください。

2021年9月30日(木) 13時30分～16時00分
(オンラインで開催します)

参加費 無料(先着100名)

主催/九州大学法科大学院

プログラム

13:30 開会あいさつ

13:35 「債権法改正・新型コロナウイルス感染拡大に伴う契約対応～売買契約書を題材に」

講師/松尾 博憲 弁護士 (長島・大野・常松法律事務所パートナー、元法務省民事局(債権法改正担当) 任期付公務員)

14:40 休憩

14:50 「電子契約 ～法的有効性と導入のポイント」

講師/宮内 宏 弁護士 (宮内・水町IT法律事務所代表弁護士、
[3訂版 電子契約の教科書 ～基礎から導入事例まで～] 著者)

15:55 閉会あいさつ

参加申込みは、

<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/lawschool/questionnaire/?cld=Lq0avc66D4> からお

願います。万一この申込サイトに不都合があるときには、

メール:qlskeizoku@gmail.com 宛てに、お名前、所属、連絡先(電話番号)をお送りください。

